

平成 27 年度第 1 回上越市地産地消推進会議次第

日時：平成 27 年 6 月 10 日(水)

午後 2 時から

会場：上越文化会館 中会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 議 事

(1) 会長の選任について

(2) 上越市地産地消推進の店認定審査

(3) 平成26年度取組報告

(4) 平成27年度経過報告及び今後の取組について

4 意見交換

5 その他

6 閉 会

平成 27 年 6 月 10 日

上越市地産地消推進会議

資 料 NO. 1

上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この事業は、上越産品を積極的に取り扱う小売店及び飲食店等を上越市地産地消推進の店（以下「推進店」という。）に認定し、当該推進店の地産地消推進の取組を広く市民や観光客（以下「市民等」という。）に周知することにより、上越産品の生産及び消費の拡大、食料自給率の向上並びに郷土における食文化の継承を図り、もって本市における農林水産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 上越産品 次に掲げる生産物の総称をいう。

ア 農産物 市の区域内で生産し、収穫される穀物、野菜、果物その他の農産物をいう。

イ 水産物 上越地域で水揚げされる魚介及び海藻をいう。

ウ 畜産物 上越地域で飼育される家畜の肉、卵及び乳をいう。

エ 加工品 前各号に掲げる食材を主原料として加工した食品をいう。

(2) 小売店 市の区域内に存するスーパーマーケット、八百屋、魚屋、農産物直売所等をいう。

(3) 飲食店等 市の区域内に存するホテル、旅館、割烹、レストラン、居酒屋等をいう。

(4) 上越地域 上越市、妙高市及び糸魚川市の区域をいう。

(認定基準)

第 3 条 市長は、推進店の認定に当たり、認定基準を策定するものとする。

2 市長は、前項の認定基準（以下「認定基準」という。）の策定に当たり、あらかじめ第 13 条第 1 項に規定する上越市地産地消推進会議の意見を聴かななければならない。

(認定申請)

第 4 条 推進店の認定を受けようとする小売店又は飲食店等（以下「申請者」という。）は、上越市地産地消推進の店認定申請書（第 1 号様式）に、市長が別に定める事業計画書を添えて市長に提出しなければならない。

(認定等)

第 5 条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、推進店の認定の可否を決定したときは、上越市地産地消推進の店^{認定}通知書（第 2 号様式）により通知するも_{却下}のとする。

2 市長は、前項の決定に当たり、あらかじめ上越市地産地消推進会議の意見を聴かなけれ

ばならない。

3 市長は、第1項の規定により推進店として認定したときは、当該認定を受けた申請者（以下「認定推進店」という。）に対し、上越市地産地消推進の店認定証（第3号様式。以下「認定証」という。）を交付するとともに、必要に応じ、販売促進用資材の交付又は貸与を行うものとする。

（認定証の掲示及び広報）

第6条 認定推進店は、店内又は店頭をよく見える場所に交付又は貸与を受けた認定証及び販売促進用資材を掲示するとともに、取り扱う上越産品の広報に努めなければならない。

2 市長は、認定推進店の名称、連絡先その他認定推進店に関する情報を市の広報誌、ホームページ等への掲載その他の方法により、広く市民等に周知するものとする。

（認定の有効期間等）

第7条 推進店の認定の有効期間（以下「認定期間」という。）は、当該認定の日から当該日の属する年度の末日から起算して2年を経過する日までとする。

（認定の更新）

第8条 認定推進店は、認定期間の満了後も引き続き推進店の認定を受けようとするときは、当該認定期間の満了の日までに、市長に対し認定の更新を申請することができる。この場合において、認定の更新を受けようとする認定推進店は、市長が別に定める事業計画書を市長に提出しなければならない。

2 第5条の規定は、前条の規定による認定の更新について準用する。

（認定の辞退）

第9条 認定推進店は、その営業を終了したとき又は認定を辞退しようとするときは、速やかに上越市地産地消推進の店認定辞退届（第4号様式）を市長に提出するとともに、交付又は貸与を受けた認定証及び販売促進用資材を市長に返却しなければならない。

（認定の取消し）

第10条 市長は、認定推進店が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 営業を終了したとき。（前条の規定による辞退の届出がない場合に限る。）
- (2) 認定基準を満たさなくなったとき。
- (3) 次条の規定による実績報告が同条に定める期限までになされないとき。
- (4) 消費者の信頼又は上越産品のイメージを著しく失墜させると市長が認めるとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、上越市地産地消の店認定取消通知

書（第5号様式）により、認定推進店に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 認定推進店は、地産地消の推進の取組状況を、上越市地産地消推進の店実績報告書（第6号様式）により毎年度末日までに市長に報告しなければならない。

（調査）

第12条 市長は、認定推進店が認定基準を満たしているか否かについて、必要に応じて調査をすることができる。

（上越市地産地消推進会議）

第13条 市長は、本市における地産地消の推進に関し必要な事項を審議するため、上越市地産地消推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 推進店の認定基準に関し、第3条第2項に規定する事項を処理すること。
- (2) 推進店の認定に関し、第5条第2項に規定する事項を処理すること。
- (3) 上越産品の生産及び消費の拡大に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

3 推進会議は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱し、又は任命する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 食品関連事業者の代表者
- (2) 農林水産物販売事業者の代表者
- (3) 公募に応じた市民
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める人

4 推進会議の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 推進会議に会長を置き、委員の互選により定める。

6 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

8 推進会議の会議は、会長が議長となる。

9 推進会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

10 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

1 1 推進会議の庶務は、農村振興課において処理する。

1 2 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

第1号様式（第4条関係）

上越市地産地消推進の店認定申請書

年 月 日

（あて先）上越市長

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

次のとおり上越市地産地消推進の店の認定を申請します。

店舗の名称			
連絡先	住所：〒 - TEL： FAX： E-mail： 担当者：（所属） （氏名）		
ホームページ アドレス			
業態・業種 （いずれかに ）	小売店	スーパーマーケット 八百屋 魚屋 農産物直売所 その他（ ）	
	飲食店等	ホテル 旅館 割烹 レストラン 居酒屋 その他（ ）	

店舗の名称の欄には、認定を受けようとする店舗の名称を記載してください。

第2号様式（第5条関係）

認定
上越市地産地消推進の店 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申請のあった上越市地産地消推進の店の認定について、次
と お り 認 定
の 理由により申請を却下 したので通知します。

認定	業態・業種	小売店（ ）飲食店等（ ）
	推進店の名称	
	所在地	
	認定年月日	年 月 日
却下	理由	

第3号様式（第5条関係）

上越市地産地消推進の店認定証

	認定第	号
上越市地産地消推進の店		
様		
上越産品を積極的に販売し、活用し、及びPRし、上越産品の生産及び消費の拡大、食料自給率の向上並びに郷土における食文化の継承に寄与する店であることを認定します。		
年	月	日
	上越市長	印

第4号様式（第9条関係）

上越市地産地消推進の店認定辞退届

年 月 日

（あて先）上越市長

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
担 当 者 氏 名

年 月 日付けで認定を受けた上越市地産地消推進の店について、認定を辞
退しますので、次のとおり届け出ます。

業 態 ・ 業 種	小売店（ ）飲食店等（ ）
推 進 店 の 名 称	
所 在 地	
辞 退 年 月 日	年 月 日
辞 退 を 希 望 す る 理 由	

第5号様式（第10条関係）

上越市地産地消の店認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで認定を受けた上越市地産地消推進の店について、認定を取り消したので通知します。なお、認定に当たり交付又は貸与を受けた上越市地産地消推進の店認定証及び販売促進用資材は、速やかに返却してください。

業 態 ・ 業 種	小売店（ ）飲食店等（ ）
推 進 店 の 名 称	
所 在 地	
認 定 取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	

第6号様式(第11条関係)

上越市地産地消推進の店実績報告書

年 月 日

(あて先)上越市長

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
担 当 者 氏 名

年度の地産地消の推進の取組状況について、次のとおり報告します。

業 態 ・ 業 種	小売店() 飲食店等()
推 進 店 の 名 称	
所 在 地	
取 組 実 績	上越市地産地消推進の店実績明細書に記載のとおり
認 定 の 更 新	希望する 希望しない

推進店の認定の更新を希望する場合は、別紙の事業計画書を提出してください。

上越市地産地消推進の店 認定基準等

平成 27 年 6 月 10 日

上越市地産地消推進会議

資 料 NO. 2

1 対象店舗

小売店・・・市内に店舗があるスーパーマーケット、八百屋、魚屋、農産物直売所 等
飲食店等・・・市内に店舗がある食堂、レストラン、居酒屋、割烹、旅館、ホテル 等

2 認定基準

(1) 小売店

項 目	
必須	(1) 地産地消の推進に協力し、地場産の食材を積極的に販売・PRし、かつ今後もその取り組みを増やしていこうとする意欲のある店
	(2) おおむね一年を通じて、地場産の食材・加工品の売場を設置し、市内(地域)産であることを消費者に分かりやすく表示している店
	(3) 推進店であることを市のホームページや広報等で紹介されることを承諾する店
	(4) 市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力しようとする店(関連事業例:キャンペーンイベント, チラシ, パンフレット等の設置など)
	(5) 食品衛生法等の関係法令を遵守している店
選択 (2つ以上)	(6) 地場産品フェアなどの売り出し、特売日を年に12回以上設ける店
	(7) 「上越野菜」振興協議会が認定する「上越野菜」やその加工品を年に60日以上販売する店
	(8) 地場産の食材や、地場産の食材などを使用した伝統料理や郷土料理を通年で販売する店
	(9) 地場産の食材の生産者を分かりやすく表示している店
	(10) 地場産の食材をおおむね80%以上使用した料理・加工品を年に60日以上販売する店
	(11) 地場産の食材を使用したレシピを年に20以上提供する店
	(12) 自らアンケート調査を行い、地場産の食材の販売促進に取り組む店

(2) 飲食店等

項 目	
必須	(1) 地産地消の推進に協力し、地場産の食材を積極的に活用・PRし、かつ今後もその取り組みを増やしていこうとする意欲のある店
	(2) 年間またはシーズン(旬)を通じて料理等に使用する地場産の食材を分かりやすく表示している店
	(3) 推進店であることを市のホームページや広報等で紹介されることを承諾する店
	(4) 市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力しようとする店(関連事業例:キャンペーンイベント, チラシ, パンフレット等の設置など)
	(5) 食品衛生法等の関係法令を遵守している店
選択 (2つ以上)	(6) 上越市産米を100%使用する店
	(7) 地場産の食材などを使用した伝統料理や郷土料理を通年で提供する店
	(8) 上越市産の日本酒やワイン等を通年で提供し、分かりやすく表示している店
	(9) 地場産の食材をおおむね80%以上使用した料理を年に60日以上提供する店
	(10) 「上越野菜」振興協議会が認定する「上越野菜」やその加工品を使用した料理を年に60日以上提供する店
	(11) 自らアンケート調査を行い、地場産の食材の消費拡大に取り組む店

3 上越産品の定義

- ア 農産物 ... 市内で生産し、収穫される穀物、野菜、果物その他の農産物
- イ 水産物 ... 上越地域*で水揚げされる魚介及び海藻
- ウ 畜産物 ... 上越地域*で飼育される家畜の肉、卵及び乳
- エ 加工品 ... アからウに掲げる食材を主原料として加工した食品

* 上越地域とは上越市、妙高市及び糸魚川市の区域

* 「上越野菜」振興協議会が認定する「上越野菜」とは、下記の16品目を指します。

高田シロウリ、仁野分しょうが、頸城オクラ、みょうが、ばななかぼちゃ、なますかぼちゃ、曲がりねぎ、オニゴショウ、ずいき、とうな、ひとくちまくわ、なす、オータムポエム、枝豆、カリフラワー、アスパラ菜

平成 26 年度 地産地消推進事業報告

1 地産地消推進の店認定数

	店舗数	内 訳		事業者数
		小売店	飲食店等	
H25 年度末合計	119 店	43 店	76 店	92 事業者
第 7 回 (H26.4.22)	7 店	2 店	5 店	7 事業者
第 8 回 (H26.10.6)	12 店	5 店	7 店	10 事業者
認定取消(閉店・辞退等)	12 店	6 店	6 店	11 事業者
H26 年度末合計	126 店	44 店	82 店	98 事業者

(H27.3 月末)

2 取組、PR 事業

推進店を募集

- ・期間:平成 26 年 7 月～9 月初旬まで
小売店 5 店、飲食店等 7 店 合計 12 店認定

販売促進用資材の交付

- ・新規認定店へ認定証及び販売促進用資材を交付。
- ・現在の推進店へ希望調査を行い、22 店(小売店 7 店、飲食店等 15 店)に PR 資材を交付。

上越はおいしい!地産地消推進の店スタンプラリーの開催

- ・平成 26 年 9 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日まで開催
- ・参加店舗 45 店、応募者数延べ 122 名

「上越市地産地消推進の店ガイドブック」の作成

- ・新規店舗の追加、H25 年版の掲載内容を大幅に修正。
- ・5,000 部印刷し、上越妙高駅、推進店、各総合事務所、市関係施設等へ配付。

3 実績報告

- ・上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱第 11 条に基づく実績報告を実施。

対象：上越市地産地消推進の店 全店舗(小売店 44 店、飲食店等 82 店、合計 126 店)

【調査結果】

- 1)更新希望あり……………122 店舗
- 2)認定取り消し…………… 4 店舗

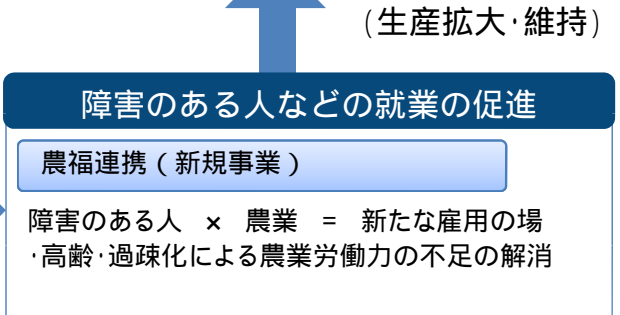
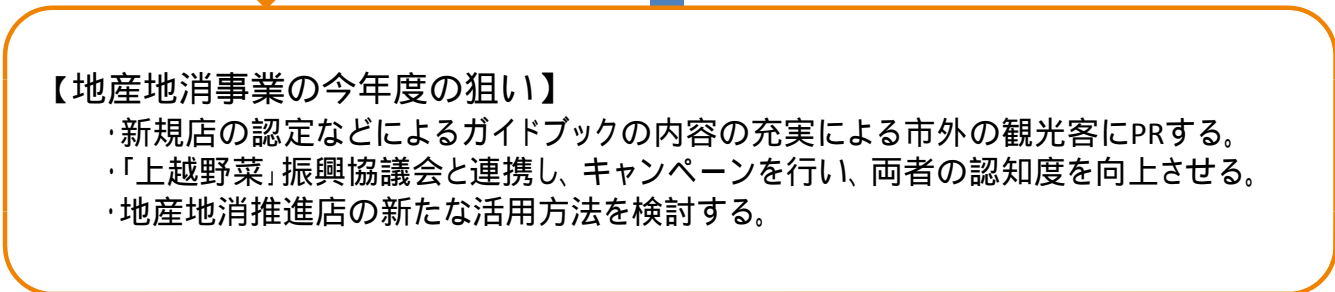
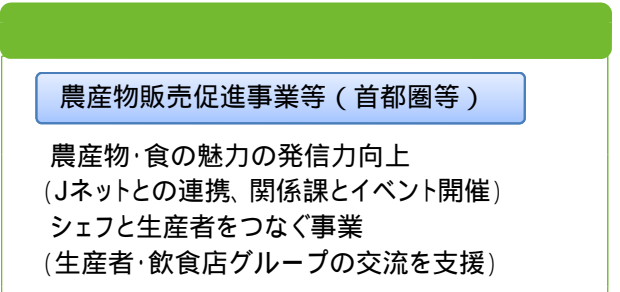
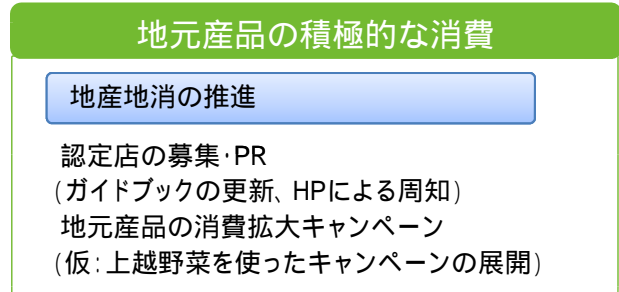
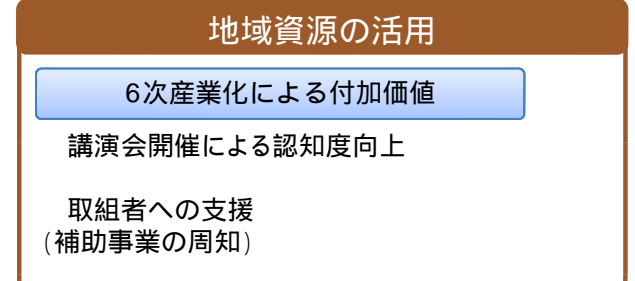
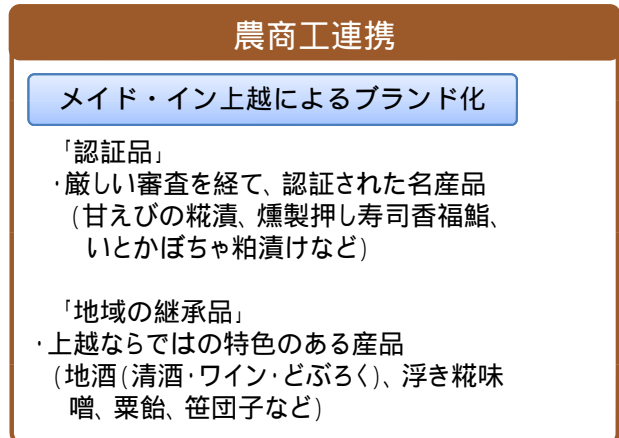
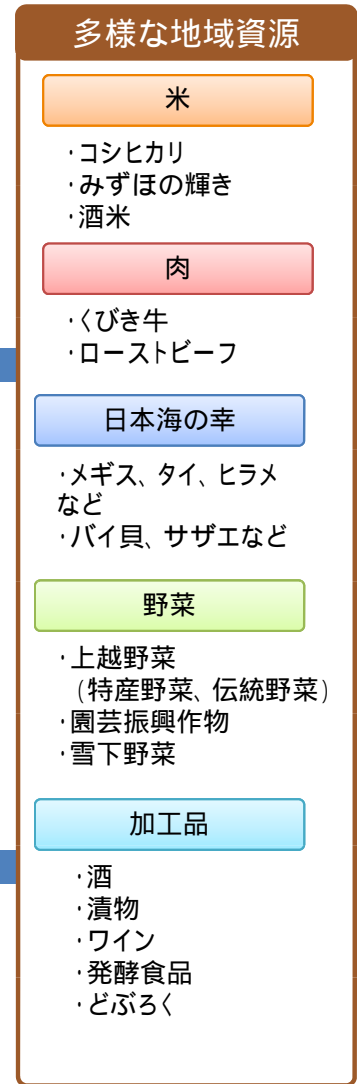
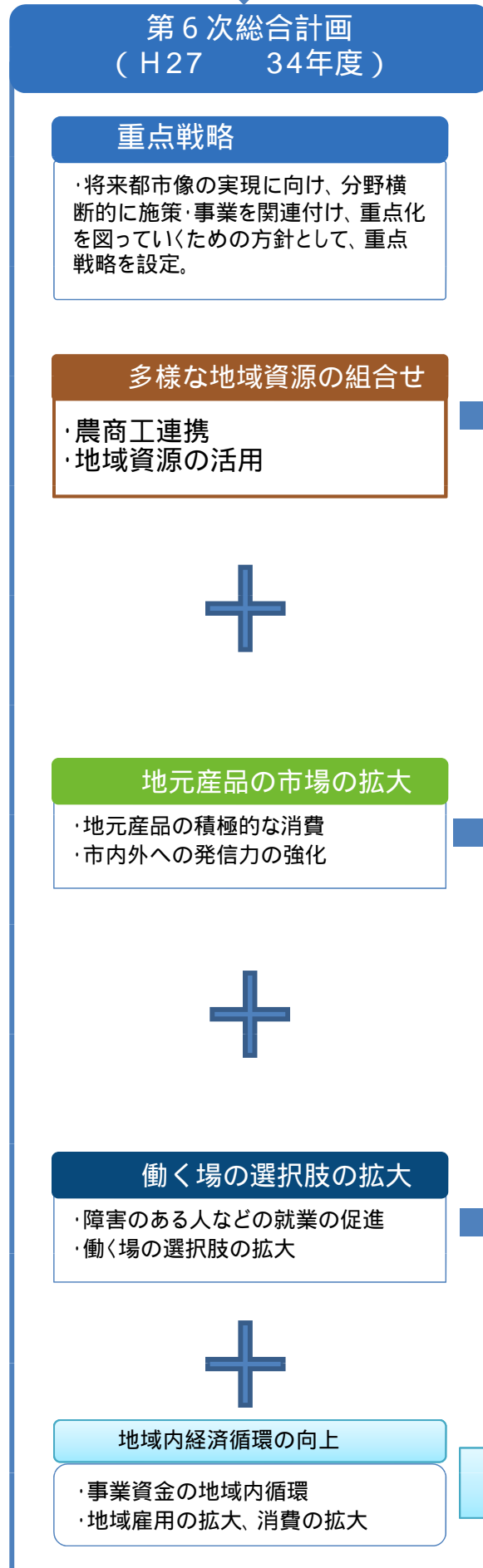
平成27年度 地産地消推進事業の取組方向

目指すべき姿（地産地消を進めるまち）

- ・市民の求める安全・新鮮・おいしい農産物の提供 → 多様な農産物の生産と流通を図る。
- ・生産者と消費者の顔の見える関係の構築 → 販売力を高めて地域外への流通拡大を図る。

【期待する効果】

- ・上越の産品が「選ばれる」
- ・事業活動の場として「選ばれる」



平成 27 年度 経過報告並びに今後の取組について

経過報告

1 推進店募集（平成 26 年 10 月以降、通年での募集に変更）

	店舗数	内 訳		事業者数
		小売店	飲食店等	
平成 27 年 5 月末合計	126 店	44 店	82 店	98 事業者
認定取消（閉店・辞退等）	4 店	0 店	4 店	94 事業者
第 1 回（平成 27.06.10）予定	13 店	4 店	9 店	11 事業者
合 計	135 店	48 店	97 店	105 事業者

（平成 27 年 6 月末予定）

今後の取組について

2 地産地消推進の店 P R 事業「上越野菜」キャンペーンの実施

キャッチフレーズ	「いざ出陣！ ～上越野菜を食す～」
開催期間	平成 27 年 8 月 1 日（土）から 8 月 31 日（月）
開催概要	「上越野菜」を使用した料理を提供するキャンペーンを実施し、期間中に対象商品を飲食した場合、店舗から応募用紙を配付し、応募者から抽選で、参加店舗共通食事券（5,000 円×5 セット、3,000 円×15 セット）などが当たる。
参加店舗	現在募集中（6 月 22 日締切）
商品の発送	9 月の末日までに当選者へ発送予定

3 販売促進用資材の交付

- ・屋外に掲出しているのぼり旗について色あせ・ほつれ等の消耗が見られるため、新たにのぼり旗などを希望する店舗に交付。



4 推進店アンケート

- ・実態を把握するほか、次年度以降の事業展開の参考資料とするため、推進店へのアンケート調査を実施。

実施期間 10 月～

・内容は、スタンプラリー、紹介冊子、PR、キャンペーン方法等について

5 「上越市地産地消推進の店ガイドブック」冊子更新

- ・平成 27 年版 地産地消推進の店ガイドブックの作成 5,000 部
（新規推進店の掲載、掲載内容の検討、最新の内容を推進店へ確認）
- ・主な配布先（案）：上越妙高駅・高田駅・直江津駅、観光コンベンション協会、地産地消推進の店、市の各施設など



6 年度末実績報告

- ・上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱第 11 条に基づく実績報告を実施。
実施予定時期 1月中旬～
- ・具体的な取組内容を記載するものとするが、推進店の負担にならないものとする。
- ・地産地消推進店の市ホームページ掲載内容を最新のものとするため、年度末実績報告にあわせて変更の有無を確認する。

7 推進店・認定の更新

- ・認定事業実施要綱第 8 条に基づく認定の更新を実施。
実施予定時期 1月中旬～

更新対象店舗

年度	認定期間	店舗数	内 訳		事業者数
			小売店	飲食店等	
25	平成 25.10.02 ~ 28.3.31	8	2	6	7
合 計	認定の更新店舗	8	2	6	7

(H27.6 月末)